

は じ め に

米国の200海里漁業専管水域を定める76年漁業保護管理法に51年4月13日 フォード大統領が署名して以来ソ連も12月10日200海里漁業専管水域の設定に踏み切り、世界は一気に200海里時代に突入した。これにより、日米、日ソ漁業交渉の結果、わが国の漁獲割当量は米国200海里水域内では51年実績の11%減(119万トン)となり、ソ連200海里水域内では50年実績(6~12月)の36.2%減(45.5万トン)となった。

遠洋、沖合に多く依存する青森県は、サケ、マス、スケトウダラ、イカに依存する漁業者の受ける打撃が大きく、遠洋漁船員の76%にあたる約8,000人の失業や、沖合底びき船、サケ、マス流網船、北転船など40余隻の減船があり、漁業者のみならず関連産業に対する波及影響ははかり知れないものがある。

県は52年1月10日海洋法対策協議会を発足させ、これらの問題に取り組む姿勢を見せたが、緊急融資、補償問題などが先行し、具体的生産増の対策にまでは至っていない。

今後試験研究機関の進むべき途は、

1. 沖合遠洋漁場開発
2. 未利用資源の利用
3. 外海養殖の推進

にあると思われるが、どれ1つとっても問題は多い。しかし、その問題を乗り越えない限り解決の糸口はほぐれない。

今年はスルメイカの不漁、むつ湾ホタテ貝の大量へい死、サケの遡河減少など悲観的材料が多かったが、53年には大型試験船が建造され、漁場開発体制も確立し、沖合養殖基本施設の企業化見通しも立ったので、これらを実現へ導びく諸対策の裏付けを急がなければならない。

53年度は実行の年であり、実行することによってのみ明るい漁業の未来は拓けよう。

昭和52年12月

青森県水産試験場長

馬 場 勝 彦